

## 別記様式（第5条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第24回登米市環境審議会
開 催 日 時	令和8年1月21日（水） 午前10時00分 開会 午前10時50分 閉会
開 催 場 所	南方庁舎2階 南方住民情報センター シアターホール
議 長 の 氏 名	佐 藤 博 会 長（登米市環境市民会議会長）
出席者（委員）の氏名	佐 野 哲 也 副会長（東北工業大学工学部環境応用化学科准教授） 加 藤 惣 吉 委 員（宮城北部流域森林・林業活性化センター 登米支部支部長、 登米町森林組合代表理事組合長） 福 島 和 重 委 員（登米市公衆衛生組合連合会会長） 白 鳥 まゆみ 委 員（公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 事務局長） 遠 藤 美砂子 委 員（宮城県東部保健福祉事務所 技術副参事兼総括次長）
欠席者（委員）の氏名	斉 藤 千映美 委 員（宮城教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻教授） 佐々木 修 委 員（みやぎ登米農業協同組合代表理事専務） 佐 藤 直 也 委 員（登米市環境教育リーダー） 千 葉 智 恵 委 員（宮城県地球温暖化防止活動推進員、 宮城県環境教育リーダー）
事務局職員職氏名	幡 江 健 樹 （市民生活部部長） 佐々木 清 晴 （環境課長） 長 谷 勝 （環境課長補佐兼生活環境係長） 西 條 文 武 （環境課環境政策係長） 上 野 花 恋 （環境課環境政策係主事）
議 題	（1）第三次登米市環境基本計画の策定について
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	別添のとおり

## 別記様式（第5条関係）

発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
1 開会	午前10時00分
事務局	第24回登米市環境審議会を開会いたします。
会 長	(あいさつ)
2 議事	
事務局	議事に入ります。議長は、会長にお願いします。
議 長	議事に入ります。 会議録署名人に、白鳥まゆみ委員と遠藤美砂子委員を指名します。 前回諮問のありました「第三次登米市環境基本計画の策定について」、本日は答申をまとめますので、資料について事務局に説明を求めます。
事務局	(資料に基づき、前回からの修正箇所、パブリックコメント結果等について説明)
議 長	説明のあった内容について、質問や意見等がありますか。
委 員	資料2の9ページに、天然記念物の表があるが、天然記念物に指定した樹木が、倒木し、他の家などに被害があった場合、その責任はどうなるのでしょうか。そのように損害を発生させた場合の最終的な責任や、補助があるかなど、明確に示していかなくてはならないと思います。
事務局	市や国、県が天然記念物に指定しても、所有権が所有者から移ることはないため、最終的な責任は所有者となります。ただし、樹齢が古くなった場合の対応に対する補助や定期的な点検といった支援があります。 環境基本計画は、市の環境の大綱として施策等の方向性を示すものであることから、詳細な内容は実施計画や個別の計画などで示していくこととなります。
委 員	天然記念物は、文化財保護法で定められるものであり、教育委員会の所管だと思えますが、一般的にはわからないと思います。 釧路市の太陽光パネルの件でも、天然記念物の保護という話が出ており、環境分野と考えられると、市民の方は、どこに相談すればいいのかわからないため、連携をしっかりとらせなければいけないと思います。
事務局	天然記念物については、所管が教育委員会となりますが、環境の中で保護していくものとして位置付けており、計画に記載しております。 天然記念物の保護と、再生可能エネルギーとの関わりにおいても、市では条例で、事業者が住民説明や法令上の手続きを適切に行っていなければ同意しないこととしております。 環境基本計画は、全庁的に環境に関する施策を網羅したものであり、担当課までは書いておりませんが、例えば、天然記念物の相談が、環境課にあれば、教育委員会も含め、庁内で共有し、連携して対応していくという姿勢で取り組んでまいります。
委 員	天然記念物については、文化財保護法で規制されています。この法律は、かなり上位の法律であり、他の法律では規模などで抜け穴となる部分もありますが、この法律は抜け穴となる部分があまりなく、いろいろな行為の最終的な歯止めになると思います。
委 員	教育委員会の中に、文化財保護法に詳しい人がいないと、釧路のように、結局は後からの手続きということにもなると思います。
委 員	文化財保護法は、国の所管であり、市町村職員でこの法律に精通することは、なかなか難しいと思います。
事務局	市では、教育委員会に文化財文化振興課があり、そこに学芸員を配置しておりますので、文化財保護法に詳しい職員はおります。 また、市では自然環境等との再生可能エネルギー発電事業の調和に関する条例があ

別記様式（第5条関係）

	<p>り、この条例で、埋蔵文化財地域、自然保全地域、土砂災害警戒区域などを抑制区域に設定し、抑制区域に該当する場合、事業者は、着工 90 日前までに届出を行わなければならないこととしております。届出があれば、文化財や防災、森林などの関係部署と事業計画などを共有し、各種法律等に抵触していないかなどを確認した上で、同意の判断をしており、今のところ、そうした法律等のチェック機能がとれているものと考えております。</p>
委員	<p>市で指定している文化財の所有者が亡くなった場合、書き換えは行っているのでしょうか。</p> <p>また、環境基本計画のほか、景観計画にも関わっていますが、共通する部分もあり、一本化するというのも、今後の課題として持って行ってもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>文化財の所有者変更に関しては、手続きが必要になりますので、こうした部分も含めて、文化財の担当部署には、所有者と連携をとるよう伝えてまいります。</p> <p>また、計画のあり方ということで、現在、市では様々な条例等に基づき、それぞれの計画を策定しております。景観計画も、重要な計画であり、文化財保護法と並び、景観法は、再生可能エネルギーなどの乱開発を止める歯止めになるものと考えております。今回、環境基本計画を策定すると、次は 10 年後の策定となりますので、今後、計画のあり方といったものも検討する時間があると考えております。</p>
委員	<p>資料 2 の 41 ページ、温室効果ガス排出量の削減の施策で、電気自動車などの普及促進とありますが、具体的な内容は今後考えるものだと思いますが、アイデアがあれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>電気自動車等の普及促進のため、令和 5 年度から、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の導入支援事業として補助金を交付しております。</p>
議長	<p>他に、質問や意見等はありませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
議長	<p>意見等はないようですので、以上で質疑を終了します。</p> <p>本件は、諮問事項となりますので、本審議会として、第三次登米市環境基本計画を、本日示されました資料 2 の案のとおり策定することを適当と認め、答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
議長	<p>事務局で答申書の案を準備する間、暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩（午前 10 時 35 分）</p>
	<p>再開（午前 10 時 40 分）</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>ただいま配布した答申案について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
議長	<p>答申書案について、意見等がありますか。</p>
委員	<p>附帯意見の 2 番目の環境教育について、「学校や地域と連携して」の部分に、「各種団体等」の文言を加えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>「学校や地域と連携して」を「学校や地域、各種団体等と連携して」に修正します。</p>
議長	<p>説明のあったとおり、修正してよろしいですか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
議長	<p>他に、意見等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、ただいま修正した答申書により答申してよろしいですか。</p> <p>答申書については、私に一任いただき、この後、市長に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

## 別記様式（第5条関係）

委員	（承認）
議長	その他、事務局からありますか。
事務局	次回会議についてですが、第三次登米市環境基本計画策定後は、前期実施計画を策定する必要がございます。環境基本計画は2月定期議会に提案することとしており、実施計画の策定は3月中を予定しております。今後、庁内で案を検討した後、3月中下旬に再度、審議会を開催し、委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。 また、環境の取組の情報提供として、「第14回人と野生動植物の共生を考えるつどい」について紹介させていただきます。 （説明）
議長	以上で、議事を終了します。 進行を、事務局に戻します。
8 閉会	午前10時50分
副会長	（あいさつ）
事務局	以上で、第24回登米市環境審議会を閉会します。